

## JR東労組本部 申27号

## 「乗務員勤務制度の見直し」に関する説明申し入れ内容について (その1)

## 【概要について】

1. 現行の乗務員勤務制度における課題を明らかにすること。また、見直しを実施する根拠を示し改正の焦点を明らかにすること。
2. 乗務員労働の特殊性についての会社の認識を明らかにすること。
3. 新幹線職場への適応の考えを明らかにすること。また会社が考える乗務員の将来像及び、輸送サービススタッフの考えを明らかにすること。
4. 短時間行路を全乗務員職場に導入し「多様な働き方と効率性」を実現できる根拠を明らかにすること。また運用以降の安全や働きがいの向上についての考えを明らかにすること。
5. 「育児介護行路」「育児介護勤務適用者の行路」「短時間行路」「短時間の乗務」及び「定期列車に短時間乗務」「指定された短時間行路に乗務」と異なる表現をする根拠を明らかにすること。
6. 乗務可能とする職名を明らかにすること。また、本体エルダー乗務員への適用の考えを示すこと。
7. 短時間行路の運用以降に伴う、標準数と現在員数の考えを示すこと。
8. 就業規則等の改正について示された項目以外の改正の有無について明らかにすること。

## 【多様な働き方の実現について】

9. 全系統における育児・介護勤務の活用実態及び、現行の課題を明らかにすること。
10. 事業所内保育所の設置数及び、社員の活用状況を明らかにすること。
11. 稠密線区・一般線区の短時間行路の作成の考えを明らかにすること。また乗務割交番の行路と短時間行路の比率の考えを明らかにすること。
12. 全系統において育児・介護勤務適用者における勤務制限の緩和並びに、欠在の取り扱いを導入する目的とガイドラインに対する考えを示すこと。
13. 育児・介護勤務適用者における、行路選択制の導入に伴う想定課題及び、適用者以外の社員との公平性に対する考えを明らかにすること。
14. 仮勤務作成についての課題及び、勤務作成者への負担増に対する考えを明らかにすること。
15. 行路選択者の希望の把握方法及び、競合した際の優先事由を明確にすること。
16. 乗務員の指導等を行う社員を具体的に明らかにすること。
17. 現在員配置の考え方を明らかにすること。また現行の指導業務における課題を明確にし、本線乗務機会を拡大することにより安全性が向上する根拠を示すこと。
18. 支社企画部門社員の本線乗務に指定される対象社員及び、指定の考え方を明らかにすること。
19. 支社企画部門社員が本線乗務に指定された際の、所属、職名、発令について明らかにすること。また、乗務員として勤務する期間の考え方を明らかにすること。
20. 支社企画部門社員が本線乗務する際の出勤箇所の考え方を明らかにすること。また、支社と現場の距離が遠い場合における業務内容及び、利用する他の施設について明らかにすること。

その2へ  
つづく